

(案)

NECプラットフォームズ株式会社一関事業所跡地の活用に関する意向確認書

一関市とNECプラットフォームズ株式会社は、NECプラットフォームズ株式会社一関事業所跡地(以下、本物件と称す)の活用に関し、以下の通りそれぞれの意向を書き留め、相互に確認した。

なお、本確認書に法的拘束力はなく、双方に権利又は義務が発生するものではない。

1. 一関市は、本物件を雇用を生み出す場として活用するため、令和4年9月30日までに取得に向け必要な手続きを完了する。
2. NECプラットフォームズ株式会社は、協議が整えば、本物件を一関市に譲渡する。
3. 2項に際し、契約が成立した後に、不要となる建物はあらかじめ解体する。
4. 2項に際し、契約が成立した後に、汚染土壌は双方で合意した範囲内であらかじめ処理する。
5. 3項及び4項が完了した後に、権利を移転する。

本意向確認書の有効期限は第1項記載の期日までとし、契約締結に向けて互いに誠実に努力するものとする。

令和__年__月__日

一 関 市

一 関 市 長

神奈川県川崎市高津区北見方二丁目6番1号

NECプラットフォームズ株式会社

代表取締役 執行役員社長